

樺太抑留朝鮮人帰還請求訴訟訴状

(1974年1月16日)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

訴

状

京都府竹野郡網野町

(送達場所)

東京都目黒区

原告 宋斗会

東京都大田区

原告

大阪府守口市

原告

東京都東久留米市

原告

兵庫県尼崎市

原告

神奈川県

原告

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番一号

被告 国

右代表者法務大臣 中村 梅吉

訴訟物の価格 算定不能

貼用印紙額 三三五〇円

請求の趣旨

一、被告は第二次大戦中被告が朝鮮より強制連行し、カラフト（サハリン）に戦後二九年間放置したすべての朝鮮人（すでに死亡したものを含む）とその家族に関する調査を行った上、生存者においては各人の意思を確かめ、日本ないし大韓民国に帰還を希望する者に対しては帰還に要する一切の

費用を被告負担の上、帰還させる手続をとれ。

二、被告は第二次世界大戦中被告が朝鮮より強制連行し、カラフト（サハリン）に戦後二九年間放置したすべての朝鮮人とその家族に対してその精神的及び物質的損害の調査、賠償の義務があることを確認する。

三 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求めらる。

請求の原因

一 概要

(1) 一九一〇年、日本国は侵略行為によって朝鮮国家を併合、植民地化した。「日韓併合条約」によって大韓帝国を廃止し朝鮮と改称し同時に設置した朝鮮総督府を拠点として、朝鮮人に対してはかりしれない野蛮で非道な虐待行為を続けた。これは疑うことのできない歴史的事実である。とりわけ朝鮮人の強制連行こそ、日本国によってしるされた日本と朝鮮の歴史における最大の汚点といえよう。

(2) 当時日本領であった南カラフトにも大量の朝鮮人が「国民徴用令」等により強制連行移住させら

れ、日本国の戦争遂行のために炭鉱採掘、空港整備、軍用道路拡張等の苛酷な肉体労働を強制された。南カラフトに強制連行された朝鮮人の数は一九四一年には十五万に達したが、そのうち十万が本土の鉱山に移送されるなど日本国の一方的な扱いを受ける奴隷労働であり、労働条件、生活条件はもちろん日本人と比べて劣悪であるばかりか、日本人からの差別、虐待を受けねばならなかった。

(3) そして日本の敗戦、日本は侵略した土地をその人民に返還し、侵略行為に加担した人間は引きあげ、侵略によって奪った人民をもとの土地に戻さねばならない義務を負った。

(4) 事実、カラフト関係でも一九四六年米ソ間に「ソ連地区引揚協定」が締結され、一九四六年十二月から一九五〇年元日に至るまで延べ二一八隻の引揚船により十一次にわたり計三二万二四五一名が真岡より函館に帰還した。ところが、引揚協定第一節「引揚該当者」の項に一、左記の者がソ連邦及びソ連邦管理下の地域からの引揚の対象となる

(イ) 日本人捕虜、

(ロ) 一般日本人(一般日本人のソ連邦からの引揚は各人の希望による)

とあり当時朝鮮人は「日本人」(日本国籍を有していた)と日本政府においても認められていたにもかかわらず、被告は不当にも朝鮮人の引揚を一切拒否し、一九四六年当時の調査において約四万三千人もの人々が帰還の機会すら与えられず、現在まで三十年もの長きにわたり、祖国、肉親、同

胞と切り裂かれたままの生活を日本国によって強制され、放置され続けてきた。

(5) だが、朝鮮人男性と結婚した日本人妻とその家族がとり残され戦後十二年をへた一九五七年十月からのソ連地区第十二次引場から一九五九年九月の第十八次引場までの計七回にわたり、四七四世帯二二〇〇人が帰還した。この時ついでに日本人妻を迎えていた朝鮮人だけが日本に帰ることができたのである。

(6) 今もなおカラフトに残された四万数千人（現在は約六万人ともいわれている）が三十年もの年月の中で失ったもの、否、日本国によって奪われたのは物心両面にわたり、甚大なものであることは誰しも否定できない。強制的な連行、移住、強制的な奴隷労働、強制的な抑留、ありとあらゆる人間としての生命活動が、その自由が、その可能性さえ彼らから奪われ続け、そして今も奪われている。

(7) 四万人を越す南カラフトに抑留されている朝鮮人は彼らにとって何よりも大切なかけがえのないものを切り裂かれている。踏むことのできぬ祖国の大地、抱き合うことのできぬ妻や子供たち、いたわりさすってやれぬ年老いた父や母、そして数多くの同胞たちを思う気持を、彼らは切々たる帰還願望の手紙にして先に帰還した日本人妻を迎えていた朝鮮人（樺太抑留帰還韓国人会）宛に寄せている。それらの手紙によれば、単身の生活のまま高齢に達し、せめて祖先の墓のもとに自分も

眠りたいという、そのことを最後の唯一の願いとして運命の糸をたよりに生きる人さえ多く、さらには一切に絶望し、無念のうちに自ら命を絶つ人も続出している。もはや、彼らを放置しておくことは一日たりとも許されるべきではないと断言せざるをえない。

- (8) 南カラフトに抑留されている朝鮮人は、彼ら自身による自由な国籍の取得、選択の機会を与えられないまま、すなわち朝鮮民主主義人民共和国、ソビエト社会主義共和国連邦の国籍を取得しないものには逮捕、投獄、教育上のまた居住制限等の差別を受けているため、やむなく、ソ連籍（十五％）共和国籍（七十五％）を選択しているが、なお、十％の人が強固な帰還の意思のもとにこれらの国籍を拒否し、無国籍状態にある。しかし、にもかかわらず現在の国籍の別、有無をこえて、大韓民国あるいは日本への帰還希望を「樺太抑留帰還韓国人会」宛の手紙において意思表示しているものが一九七一年十一月現在でも一七〇五世帯六九二二人（うち韓国への帰還希望者一三七〇世帯、五三三三人、日本への帰還希望者三三五世帯、一五七九人）にも及んでおり、帰還が実現、具体化する中で、自由な意思を明らかにする機会が与えられるならばその数はいっそう増大するとも考えられる。そして、他方、韓国に分断された肉親からも南カラフトに抑留された彼らに対し、再会を切望する手紙が数多く寄せられている。

- (9) 樺太抑留帰還韓国人会から十余年にわたって日本国政府への度重なる陳情、請願等の帰還促進を

願う声が叫ばれていたにもかかわらず、日本政府は一九七二年七月一八日の田中角栄首相の国会答弁で次のように答えたにすぎない。

一、御指摘の問題については日本政府としても人道的問題として真に同情を禁じえない。南カラフトが日本領土であった当時日本より朝鮮人が同地に送られ終戦後現在に至るまでこれらカラフト残留の朝鮮人に対しては、韓国ないしは日本への引揚げのチャンスは与えられなかったことを考えるとき、政府としては現在でもこの問題に深い関心を有するものであり、右引揚げの実現につきできるかぎりのことはしたいと考えている。ただ、現在カラフトは日本の管轄下にないため、わが国としてなしうることには自ら限度がある。

二 日本政府としては、本問題解決のためには、まず当該引揚げ希望者の実態を明らかにすることが必要であると考えている。この見地からソ連政府に対しても昭和四十四年八月韓国政府から提出された「引揚げ希望者名簿」を渡し、右リストに基づき出国希望者の実態調査方及び出国希望者の存在が確認された場合の出国許可の可能性検討方を非公式に要請した。その後本件につき機会をとらえてソ連政府に対し配慮方要請を行ってきており、今後とも続けていきたい。

三、御指摘の日本政府としての便宜供与の問題は右引揚げ希望者の実態把握の問題が解決された後に初めて問題となるところであるが一応

- (1) 日本は単に通過するのみで全員韓国に引揚げさせる。
- (2) 引揚げに要する費用は一切韓国側において負担する。

の二点をとりあえずのラインとして外務省、法務省等関係官庁において検討させることとした
い。

二、「日韓併合」による日本国の朝鮮侵略と朝鮮人への圧搾

日本国は一八七五年に日本が江華島に侵入したいわゆる江華島事件によって朝鮮侵略を開始し、一八七六年には不平等条約である日朝修好条規を朝鮮政府に強制し、一八八二年濟物浦条約、一八九四年日韓暫定合同條款及び大日本大朝鮮両国盟約、一九〇四年日韓議定書、一九〇五年乙巳条約等により朝鮮の植民地化を推進して行き、一九〇六年の統監府設置によって実質的な植民地化を達成し、一九一〇年日韓併合条約によって遂に大韓帝国を廃滅して完全に朝鮮をその植民地とした。

統監府にかわった総督府は一九一〇年～一九一八年の土地調査事業によって百万ヘクタールを越える農地を朝鮮人から没収し、一九一八年～一九二四年の林野調査事業によって朝鮮の林野総面積の七〇％にあたる一千二百十万ヘクタールの林野を朝鮮人から奪った。このため土地を奪われた朝鮮の農民はあるいは零細小作農に転落し、あるいは破産・離農して下層の労働者として日本内地及び中国東北部に流出した。さらには朝鮮産の米を内地に送りこんで内地の食糧事情好転を図る産米増殖計

画が実行され、これにより一九一九年には二二%に過ぎなかった朝鮮米の移出率が一九三一年には五七%にも達した一方では朝鮮人の米の消費量は低下し遂には朝鮮人は草や木の皮を主食とせざるをえないまでに追いつめられた。また、総督府は統監府時代の「保安法」「新聞紙法」を引き続き実施するとともに、一九一九年には「政治犯処罰法」一九三五年には「治安維持法」を加える等して朝鮮人民の言論、出版、結社、集会の自由を徹底して弾圧した。教育面でも日本語の強制、私立学校への弾圧が行われ一九三九年にはいわゆる創氏改名の強要によって民族としての朝鮮人の抹殺が図られた。

こうした総督府の弾圧政策、恐怖政治のもとで一九一九年の三月～五月の三ヶ月間だけで七千五百九名の朝鮮人が虐殺され、また一九三二年～一九四二年の間に餓死者・凍死者が七万一千余名に達する等ばかり知れない数の朝鮮人の生命が奪われたのである。

三、朝鮮人連行と樺太への強制連行

朝鮮人が被った植民地支配の犠牲の集約ともいえるべき強制連行は日中戦争の激化のさなか一九三八年公布の国民総動員法にもとづいて一九三九年から「募集」という名ではじめられた。「募集」と呼ばれていてもその実態は本人の意思によって拒否することを認めない全くの強制的な連行であり、これは一九四二年六月には「官斡旋」による「供出」へ、さらに一九四四年九月には国民徴用令に基

づく「徴用」へとエスカレートして、一九三九〜一九四五年の間に八〇余万の朝鮮人がほとんど着のみ着のままに強制連行され、鉱山等で家畜以下の奴隷労働に従事させられ、多くの者が疲労で命を失った。

南カラフトもまたこのような朝鮮人の連行先の一つであり、一時期には八万人の朝鮮人が炭鉱・空港整備等に強制労働させられていた。その後、一部が九州等にまわされ、また家族がともに南カラフトに渡って来ていた朝鮮人については敗戦直前に家族が南朝鮮に送還されるといったことがあつて、敗戦当時の南カラフトに居た朝鮮人は四万数千人といわれる。

四、終戦と引揚 朝鮮人に対する引揚拒否

敗戦当時南カラフトには日本人、朝鮮人等四十万人が残されていた。一九四六年に米ソ引揚協定が結ばれ、同年六月函館引揚援護局設置、同年十二月五日から樺太引揚が開始された。

この時点すなわち一九四六年はサンフランシスコ平和条約発効の日（一九五二年四月二十八日）よりもはるかに前であり、当然南カラフトの朝鮮人も日本国籍を有していた。米ソ引揚協定には引揚該当事として「一般日本人」という用語が用いられていたが、一九四六年の時点においては南カラフトの朝鮮人も当然、「一般日本人」であった。

にもかかわらず、日本政府は朝鮮人の引揚を拒否し、一九四六年から一九五〇年までの間に三十一万一千四百五十二人の日本人を帰還させたのみであった。

その後、一九五六年十月十九日に「日ソ平和宣言」が行われ、朝鮮人と結婚していた日本人女性の帰還事業が一九五七年十月から一九五九年九月まで行われ、この際に日本人女性の同伴家族として朝鮮人の一部が日本に帰還した。その数は日本人女性をも含め四七四世帯二二〇〇人である。

このような南カラフトの朝鮮人に対する帰還事業の上での差別に抗議して一九五七年十月、一千人の朝鮮人がユジノサハリンスクで三日間の坐りこみストを行った事実もある。

五、朝鮮人樺太抑留者の実態

現在も南カラフトに残されている朝鮮人は総数少なくとも四万人といわれ、その七五%が朝鮮民主主義人人民共和国、一五%がソビエト社会主義共和国連邦国籍を取得しているが、残りの一〇%ほどは無国籍である。

無国籍の朝鮮人は、当局の許可なく居住地区外に出ることができない、職業の制限を受ける等の圧迫を受けている。

それでもなおかつ彼らが無国籍でいるのは一刻も早く故郷の南朝鮮の土を踏みたいからであり、韓国と国交のない共和国やソ連の国籍を取得してしまうと入国できないのではないかという危惧を抱

いているからである。

故郷に帰る日を夢みて無国籍ゆえの圧迫に耐えてきた彼らもすでに五十〜八十才の老齢に達し、絶望のあまりに自殺する着、アルコール中毒になる者も少なくないといわれる。

六、国籍問題

日本国は一九五二年四月二八日発効のサンフランシスコ平和条約第二条(㉔)項により南カラフトに対する領土権を放棄した。しかしこれは領土権の放棄にとどまるものであって、住民の国籍変更を意味するものではない。従つて、この時点まで日本国籍を有し、なおかつ他国籍への変更の意思表示をしていない南カラフトの無国籍の朝鮮人は当然日本国籍を有するものとして扱われるべきものであり、ソ連当局によつても事実上日本人としての扱いを受けているのである。

また他国籍を選択した朝鮮人の場合でもサンフランシスコ平和条約発効の日までは日本国籍を有していたのであり、この日本国籍を有していた時期に日本政府によつて引揚を拒否されたのであるから、日本政府は自らの任務不履行について責任を負うべき義務があり彼らの希望にそつた帰還を一刻も早く実現しなければならない。

七、帰還希望とその運動

前述のとおり、一九五七〜一九五九年に南カラフトの朝鮮人のうち日本人妻を迎えた人たちが、い

わば日本人女性の同伴者として日本に帰還した。この人達は一九五八年二月に「樺太抑留帰還韓国人会」を結成し、南カラフトに残された彼らの同胞の帰還を実現させるために陳情、請願の運動をすでに十六年にわたってやっている。この間一九七一年十一月には帰還希望者が、日本への帰還希望者三三五世帯一五七九人韓国への帰還希望者一三七〇世帯五三三三人計一七〇五世帯六九一二二人として明らかにされた。

彼らからは「樺太抑留帰還韓国人会」あてに帰還を望む気持ちを切に綴った手紙が七千通も送られてきているのである。

八、当事国の見解

ソ連赤十字社トロヤン総裁は一九七三年五月十六日に日本赤十字社木内外事部長に対し次のような見解を明らかにした。

日本政府が南カラフト在住朝鮮人の意思を尊重し、日本移住を希望するものには移住を許可し、韓国への帰国を希望するものには日本経由での帰国を許可するなら、ソ連赤十字としても南カラフト在住朝鮮人の出国に協力する用意がある。

また韓国政府の見解は次のようである。

日本の戦争政策のために強制的に南カラフトへ連行した韓国人を日本の責任でもって帰還させ

るのが道義的であり、それには一旦、日本に上陸させて本人の意思によって韓国に帰りたいものは韓国が引き受け、日本に居住したいものには日本が居住権を与えることとすべきである。

ところがこれらに対する日本政府の見解は前述通り、(1)日本は通過するのみで全員韓国に引き揚げさせる、(2)引き揚げに要する費用は一切韓国側において負担する。というものでありこの日本政府の無責任きわまる態度が南カラフトの朝鮮人の帰還を実現させないでいる最大の理由であることは明々白白である。

九、日本国の日韓併合、強制連行、引揚拒否、現在に至る政策と引揚賠償の義務

これまでのことから明らかなように日本政府は江華島(一八七五年)から朝鮮の植民地化に着手し、一九一〇年の日韓併合条約によって植民地化を完了するや、まず朝鮮人の土地を奪い、(土地調査事業、林野調査事業)食糧を奪い(産米増殖計画)自由を奪い(政治犯処罰法等)遂には民族をも奪わんとした。(創氏改名等)このような朝鮮人に対する抑圧、弾圧の集約的なものとして強制連行があり、朝鮮人は一切の人間性を否定されて、まさに家畜以下の奴隷として日本政府によって連れ去られ酷使され、ある者は命を奪われ、生き残った者も強制労働に対する一切の賠償もなしに放り出されたのである。とりわけ南カラフトに連行された朝鮮人は戦後は日本への引き揚げも拒否され今に至るまで故郷の土を踏むこともできずに苦しみの毎日を送っている。日本政府がこれ以上南カラフトの朝鮮人を

見棄て続けることはもはや許されないのである。日本政府は南カラフトの朝鮮人の帰還希望の意思をただちに確認し、日本移住希望者には移往の許可を韓国帰還希望者には日本通過の許可を出し、日本政府の負担において帰還事業を行った上で、過去彼らを強制連行し、戦後また二十九年間見捨て続けてきたことに対する賠償を支払うべきである。